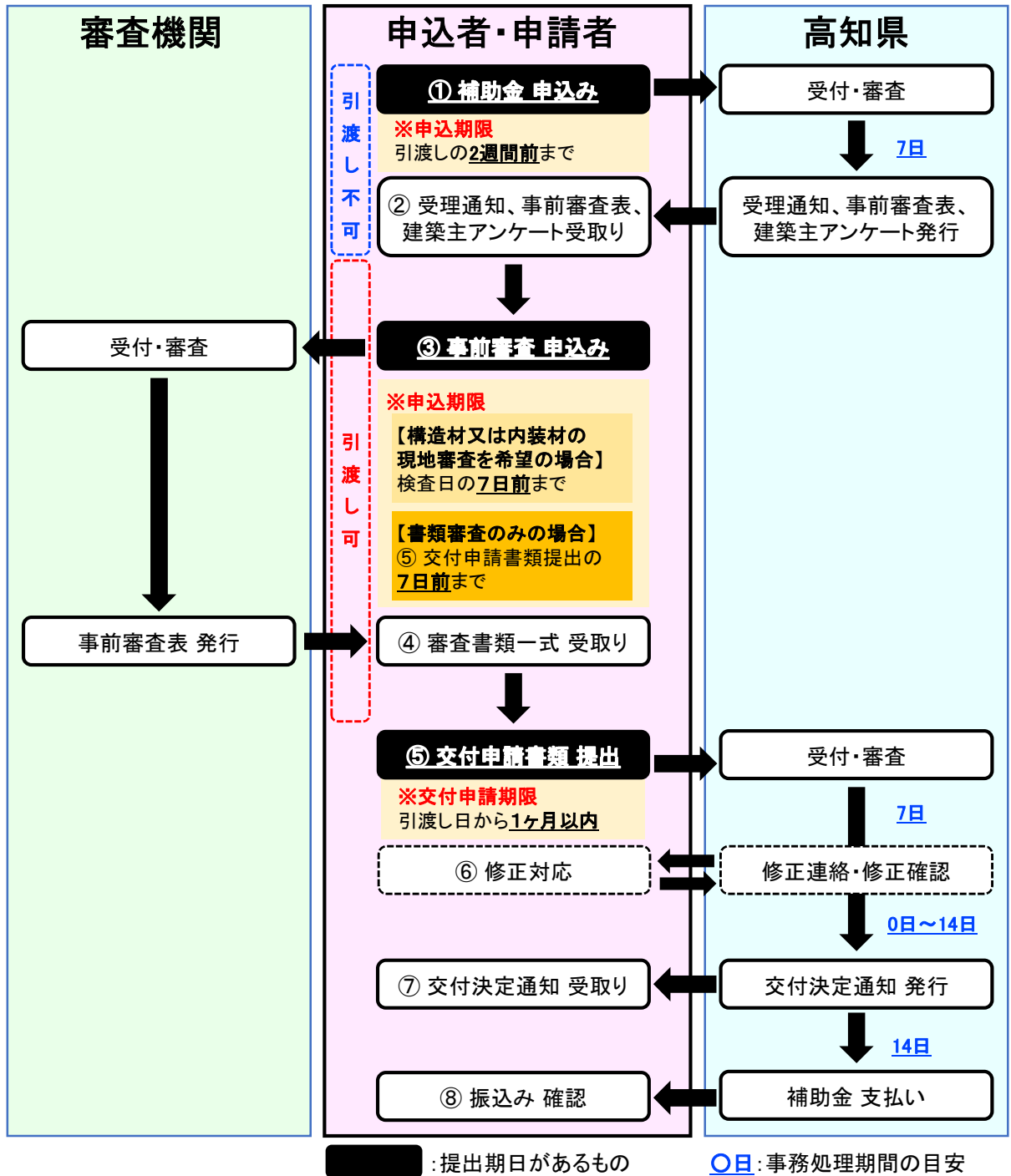


## 【積上補助タイプ】 申込みから支払いまでの流れ



### 手続きに関する注意事項

- ・建築士事務所又は行政書士に申請業務の代理を委任する場合は、「① 補助金申込み」よりも前に委任状を準備してください。
- ・引渡し後の申込みはできませんので、引渡し日より前に、「① 補助金申込み」を行ってください。
- ・交付申請書に記載する新築・増築の引渡し日とは、住宅瑕疵担責任保険等の保険期間の開始日を示します。交付申請期限は引渡し日から原則1ヶ月以内ですが、引渡し日が2/16~2/28の場合3/15が交付申請期限になります。
- ・3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに交付申請書類を提出してください。
- ・「③ 事前審査」は「公益社団法人 高知県建設技術公社」へ申込みをお願いします。(幡多地域を除く) 詳細は公社HP (<https://www.kct.or.jp/pages/page0027.php>) をご確認ください。
- ・幡多地域に建築する住宅及び代理者の所在地が幡多地域のものは、県が直接審査しますので、「② 受理通知等受取り」後、「⑤ 交付申請書類提出」へお進みください。(幡多地域: 四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村)

**必要書類一覧兼チェックリスト（積上補助タイプ\_事前審査あり [幡多地域以外]）**

補助金申込み（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（第1号様式）注）電子申請による提出も可	<input type="checkbox"/>
事前審査（提出先：公益財団法人 高知県建設技術公社）		チェック
1	事前審査申込書 注）高知県建設技術公社HPからダウンロードすること	<input type="checkbox"/>
2	事前審査表	<input type="checkbox"/>
3	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書（第2号様式）写し	<input type="checkbox"/>
4	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図）	<input type="checkbox"/>
5	木材使用明細書兼合法木材証明書 写し（基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材）	<input type="checkbox"/>
6	補助対象とする各部位の施工状況写真（リフォームの場合は施工前・中を数枚） 注）参考資料_写真の撮り方及び必要写真を参照し、作成すること	<input type="checkbox"/>
7	補助対象部分の面積算定図、面積求積表（内装材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
8	内装化粧仕上材対象部分全てがわかる写真（内装材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
事前審査合格後、返却された書類は下記補助金交付申請書類の「19 事前審査合格書類一式」になります。		
補助金交付申請（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業申請書（第4号様式）	<input type="checkbox"/>
2	委任状（代理申請の場合のみ）注）申請者の署名、代理者の記名押印が必要	<input type="checkbox"/>
3	建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し（申請年度の初回のみ） 注）各連合会が運営するシステムにより登録状況を確認することができる場合は不要	<input type="checkbox"/>
4	木材使用明細書兼合法木材証明書 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
5	合法木材供給事業者名簿 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
6	納品事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注）合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要	<input type="checkbox"/>
7	県内産JAS製品の補助を受ける場合、県内産JAS製品と確認できる納品書の写し及び写真 注）納品書は製材等JAS認証工場が発行したものであること	<input type="checkbox"/>
8	国、市町村が実施する他事業と併用する場合、補助対象経費が確認可能な内訳書 注）地域材利用が条件となっている場合、木材購入費の明細を添付すること	<input type="checkbox"/>
9	含水率検査の実施写真（1部位のみ）注）検査の全景写真及び含水率計の数値が分かる写真を添付すること、その他の含水率検査の写真は副本で管理すること	<input type="checkbox"/>
10	検査済証の写し又は建築工事届済証明書の写し（リフォームの場合は不要） 注）建築確認申請後に計画変更を行っている場合、当初の確認済証も添付すること	<input type="checkbox"/>
11	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書（新築、増築の場合のみ）	<input type="checkbox"/>
12	工事完了報告書写し（リフォームの場合のみ） 注）当該住宅の建築地と引渡し日が記載されていること	<input type="checkbox"/>
13	長期優良住宅加算を受ける場合、長期優良住宅認定通知書の写し	<input type="checkbox"/>
14	完成写真 注）外観2枚（2方向）以上、リフォームの場合は外観2枚以上と代表する居室で2枚以上添付すること、現場名を記載すること	<input type="checkbox"/>
15	補助対象部分の面積算定図、面積求積表（内装化粧仕上材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
16	子育て支援加算を受ける場合、児童手当の支給対象児童が2人以上いることを確認できる住民票の写し 注）申請日までに出生していること	<input type="checkbox"/>
17	申請者名義の通帳等の写し 注）名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること	<input type="checkbox"/>
18	納付期限の到来した県税の納税証明書（申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの） 注）県外在住等で県税の納税義務がない場合、申立書を提出すること	<input type="checkbox"/>
19	<b>事前審査合格書類一式</b> 注）審査機関（高知県建設技術公社）の押印が必要	<input type="checkbox"/>
20	<b>建築主アンケート</b> 注）受理通知書交付時に送付したものを添付すること	<input type="checkbox"/>

：提出必須書類 ：申請内容によって必要な書類

**書類に関する注意事項**

- ・書類は原則A4サイズとし、記載例を参考に作成してください。
- ・書類の提出は原本1部とし、副本は申請者で保管してください。（原本は封入止め、穴あけ、紐綴じ厳禁）
- ・提出書類の不備、不足があった場合は補助金がお支払いできなくなります。また、書類審査のなかで、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

必要書類一覧兼チェックリスト（積上補助タイプ\_事前審査なし [幡多地域]）

補助金申込み（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（第1号様式）注）電子申請による提出も可	<input type="checkbox"/>

補助金交付申請（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業申請書（第4号様式）	<input type="checkbox"/>
2	委任状（代理申請の場合のみ）注）申請者の署名、代理者の記名押印が必要	<input type="checkbox"/>
3	建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し（申請年度の初回のみ） 注）各連合会が運営するシステムにより登録状況を確認することができる場合は不要	<input type="checkbox"/>
4	木材使用明細書兼合法木材証明書 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
5	合法木材供給事業者名簿 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
6	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注）合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要	<input type="checkbox"/>
7	県内産JAS製品の補助を受ける場合、県内産JAS製品と確認できる納品書の写し及び写真 注）納品書は製材等JAS認証工場が発行したものであること	<input type="checkbox"/>
8	国、市町村が実施する他事業と併用する場合、補助対象経費が確認可能な内訳書 注）地域材利用が条件となっている場合、木材購入費の明細を添付すること	<input type="checkbox"/>
9	含水率検査の実施写真（1部位のみ）注）検査の全景写真及び含水率計の数値が分かる写真を添付すること、その他の含水率検査の写真は副本で管理すること	<input type="checkbox"/>
10	検査済証の写し又は建築工事届済証明書の写し（リフォームの場合は不要） 注）建築確認申請後に計画変更を行っている場合、当初の確認済証も添付すること	<input type="checkbox"/>
11	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書（新築、増築の場合のみ）	<input type="checkbox"/>
12	工事完了報告書写し（リフォームの場合のみ） 注）当該住宅の建築地と引渡し日が記載されていること	<input type="checkbox"/>
13	長期優良住宅加算を受ける場合、長期優良住宅認定通知書の写し	<input type="checkbox"/>
14	完成写真 注）外観2枚（2方向）以上、リフォームの場合は外観2枚以上と代表する居室で2枚以上添付すること	<input type="checkbox"/>
15	子育て支援加算を受ける場合、児童手当の支給対象児童が2人以上いることを確認できる住民票の写し 注）申請日までに出生していること	<input type="checkbox"/>
16	申請者名義の通帳等の写し 注）名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること	<input type="checkbox"/>
17	納付期限の到来した県税の納税証明書（申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの） 注）県外在住等で県税の納税義務がない場合、申立書を提出すること	<input type="checkbox"/>
18	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図）	<input type="checkbox"/>
19	補助対象とする各部位の施工状況写真（リフォームの場合は施工前・中を数枚） 注）参考資料_写真の撮り方及び必要写真を参照し、作成すること	<input type="checkbox"/>
20	補助対象部分の面積算定図、面積求積表（内装化粧仕上材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
21	内装化粧仕上材対象部分全てがわかる写真（内装化粧仕上材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
22	<b>建築主アンケート</b> 注）受理通知書交付時に送付したものを添付すること	<input type="checkbox"/>

: 提出必須書類

: 申請内容によって必要な書類

書類に関する注意事項

- ・書類は原則A4サイズとし、記載例を参考に作成してください。
- ・書類の提出は原本1部とし、副本は申請者で保管してください。（原本は封入止め、穴あけ、紐綴じ厳禁）
- ・提出書類の不備、不足があった場合は補助金がお支払いできなくなります。また、書類審査のなかで、上記以外の書類の提出を求める場合があります。